



令和3年3月発行

編集・発行  
音更町農業委員会  
0155-42-2111



農業者年金受給予定の59歳から64歳までを対象に説明会を開催し、希望者には個別相談を行いました

## 農業者年金説明会を 開催しました

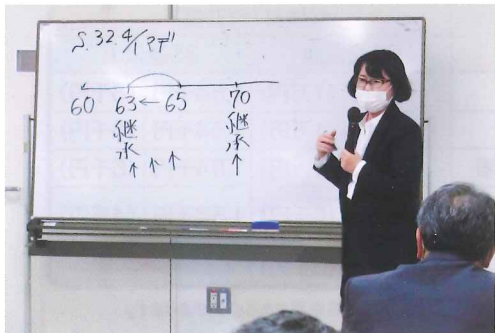
令和三年三月一日、音更町役場で「令和二年度農業者年金説明会」を開催しました。当日は、北海道農業会議から幡野千春氏を講師に招き、農業者年金を受給する際の方法、注意点に関して詳しく説明いただきました。

全体での説明会には五十九歳から六十四歳までの二十一名が参加し、二十名の希望者には個別相談も行い、それぞれの年金受給に必要な手続きについて相談カードを用い、説明しました。

新制度の農業者老齢年金については、原則六十五歳からの受給開始となっておりますが、六十歳からの繰り上げ請求も可能です。そのため、ご自身の生活に合わせて、受給の開始時期を選択することも大切です。

また、加算付きの経営移讓年金、特例付加年金を受給しようとする方は、農地を後継者や第三者に貸すなどの手続きや農業所得の申告名義、経営安定所得対策交付金の申請名義、農業共済の加入名義を後継者へ変更するなど

の手続きが必要で、特に、昭和三十二年一月一日以前に生まれた方で、加算付きの経営移讓年金を受給する場合は、この手続きを六十五歳に到達するまでに終わらせなければなりませんので注意が必要です。今回、説明会を欠席された方については、経営移讓をする半年から一年前に農業委員会へご相談いただくことをおすすめします。



全体説明をする北海道農業会議の幡野講師

来年度も年金受給に向けた説明会を行うことを予定しております。該当される方へは文書でご案内しますのでどうぞご参加ください。



# 農業者年金へ加入しませんか

農業者年金は、年間六十日以上農業に従事し、国民年金第一号被保険者である六十歳未満の方ならどなたでも加入できます。

また、積立方式のため、自身が積み立てた保険料を将来受給する年金の原資とする安全な制度となっています。

毎月の保険料は通常加入の場合、月二万円から六万七千円までの範囲で千円毎に設定することが出来ます。この保険料は全額社会保険料控除の対象となり節税効果が期待できます。

また、若年層の農業者は、政策支援加入によって保険料に国庫補助を受けることが出来ます。政策支援加入をすることが出来る要件は下図の通りで、この区分では、最長二十年間加入することが出来ます。

政策支援加入の場合の保険料は自己負担額+国庫補助額=二万円と固定されていますが、通常加入に切り替えれば、いつでも保険料を変更することも出来ます。

国庫補助部分の年金は、農業経営から引退(経営継承等)をすることによって受給することが出来ます。引退(経営継承等)をする時期に年齢制限はなく、本人の経営に合わせた時期に行っていたことが出来ます。早く加入すれば、その分、保険料を積み立てることができ、将来受給できる年金額も大きくなります。就農して間もない方や、この春から就農する方は、国庫補助も受けられる農業者年金に加入を検討してみてくださいいかがでしょうか。加入申込窓口は、各農協企画振興課となります。



若い今こそ年金アクション!

若い農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を!

若い農業者の皆さん!  
自分の老後  
自分で守れますか?

## ◆◆◆政策支援加入要件◆◆◆

○ 次の3つの要件をすべて満たす方が、月額保険料2万円のうち1万円から4千円の国庫補助を受けることができます。

1. 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる(つまり39歳までに加入すること)
2. 農業所得(配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等)が900万円以下
3. 認定農業者で青色申告者など、次の「保険料の国庫補助対象者と補助額」の表の必要な要件のいずれかに該当する

## ■国庫補助対象者と保険料

区分	必要な要件	保険料(補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円 (1万円)	1万4千円 (6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円 (6千円)	1万6千円 (4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円 (6千円)	—

※国庫補助額は保険料月額2万円(固定)に対する補助額(割合)です。 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。  
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。  
 ※区分1~5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります)又は通常の保険料への変更が必要です。



年 別 農 地 移 動 状 況

		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
3 条 許 可	売 買・贈 与	20	12,880	16	12,171	11	9,536	20	21,376	29	38,441
	賃 貸 借	43	17,954	29	21,192	30	23,986	26	12,149	38	20,859
	使 用 賃 借	23	13,518	15	46,352	13	23,288	11	25,107	16	23,947
4 条 転 用 許 可		6	287	4	254	0	0	3	188	4	41
5 条 転 用 許 可		8	276	6	73	9	675	7	378	8	351
あ っ せ ん	売 買・贈 与	54	21,259	37	14,937	43	21,252	60	21,416	43	19,564
	賃 貸 借	119	48,295	119	64,980	85	35,623	105	43,170	69	32,058
農地中間管理事業		0	0	0	0	0	0	1	360	0	0
合 計		273	114,469	226	159,959	191	114,360	233	124,144	207	135,261

令和二年農地移動状況と今後の展望について

農地調整部会長 大西 忠 義

令和二年の農地移動状況は上表のとおりです。前年と比較すると、移動件数は減少、面積は増加する結果となりました。

移動の内訳のなかでも、「3条許可」による件数が増加しております。これは、離農や規模縮小によって、新たに農地の借換がされたことや、農地所有者の高齢化により、経営主へ農地を処分することが多かったことが要因として考えられます。

また、「4条・5条転用許可」の件数も前年から増加しています。これは農家戸数が減少し、一戸あたりの農家の経営規模拡大、作業機械の大型化によって、農業施設の増設が必要となったためではないかと思われます。

今後も、農家戸数の減少により、このような傾向が続くと思われれます。

農業委員会は、農地の集積・集約化を図り、農地所有者の意向に沿えるよう尽力してまいります。

農地の売買、賃貸借や転用をお考えの際は、農業委員会にご相談ください。

中間管理事業の借受希望者の公募について

平成28年5月～平成29年1月に応募されている方は、令和3年度中に有効期間が終了します。有効期間終了後も農地中間管理事業（\*注1）を利用したい意向のある方は、農地中間管理機構（北海道農業公社）が行う借受希望者の公募に応募する必要があります。応募の際は、「農用地等の借受希望申出書」（\*注2）の提出をお願いします。申出書の提出、お問合せは下記のとおりです。

《提出・問合せ先》

音更町農業委員会 ☎0155-42-2111  
北海道農業公社十勝支所 ☎0155-24-0254

（注1）農地中間管理事業とは、農地所有者から農地中間管理機構が農地を長期的に借入れ、農業経営の規模拡大等を希望される方に必要な農地をできるだけ集約して貸し付けることを目的とした事業です。

（注2）「農用地等の借受希望申出書」は、今号の農業委員会だよりに折り込みのものや、北海道農業公社のホームページ、農業委員会の窓口で入手したものをお使いください。



**農地の賃借料情報の提供について**  
 (令和二年一月～十二月締結分)

農業委員会では、農地の賃借取引の目安となるよう、地域の賃借料の情報提供を行っています。  
 令和二年一月から令和二年十二月までに締結された賃借契約における賃借料水準(十アール当り)は、次のとおりです。賃借料を決める際のご参考にしてください。

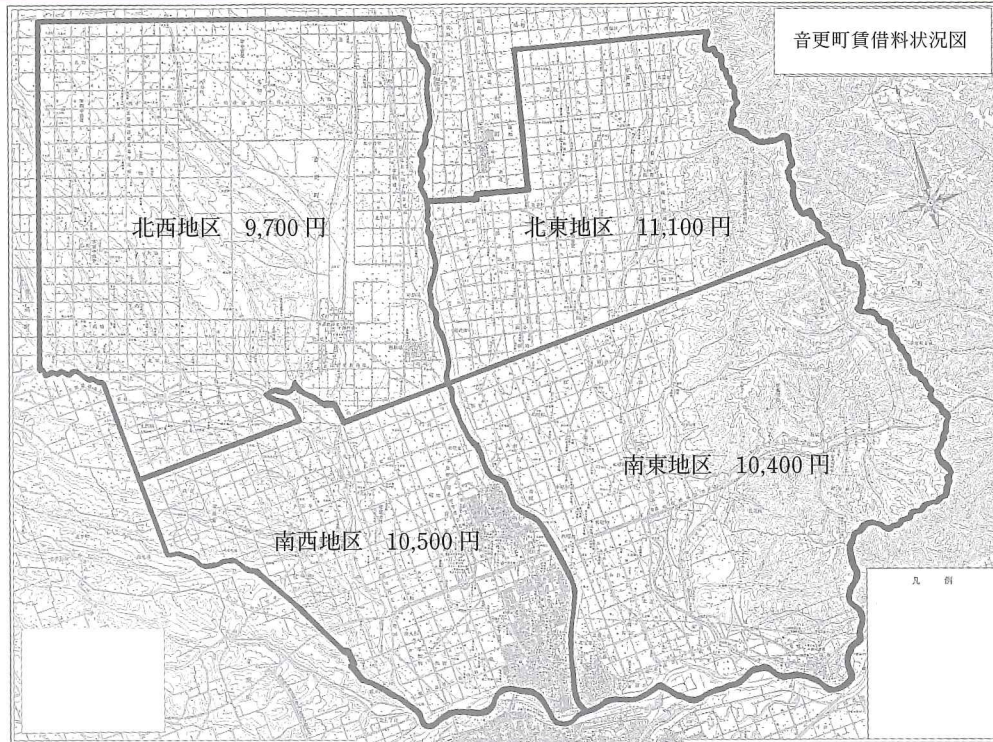
締結された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数(筆数)	件数
北東地区	11,100円	13,500円	5,600円	67	20
北西地区	9,700円	13,000円	6,800円	89	26
南東地区	10,400円	13,000円	7,000円	70	18
南西地区	10,500円	13,500円	6,300円	80	16
(参考) 音更全町	10,400円	13,500円	5,600円	306	80

- \*1 データ数は、集計に用いた筆数
- \*2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位とした。
- \*3 「(参考) 音更全町」の平均額は、全データ(10a当りの賃借料)の合計(四捨五入前)を件数により除したものである。

(参考) 各地区構成字名

- 北東地区 (字豊田、字東音更)
  - 北西地区 (字西中音更、字中音更、字南中音更、駒場、字上然別)
  - 南東地区 (字東和、字下土幌、字長流枝、十勝川温泉、宝来)
  - 南西地区 (字高倉、字万年、字然別、字音更、字東土狩、字下音更)
- (詳細については、音更町農業委員会事務局までお問い合わせ願います。)

(状況図)  
 令和二年の一年間に締結された賃借料契約の平均額を地区ごとに表したものを示す。



**農業委員会だより**

令和三年三月発行

広報委員長 松川 博

広報担当(農政部会) 石 雅 士

石 雅 士 貞 王 純 雅 士  
 土 廣 田 純 雅 士  
 安 田 純 雅 士  
 辻 田 純 雅 士  
 平 沼 尾 純 雅 士  
 茂 古 守 文 夫  
 田 守 文 夫

- ①わかりやすい**農業・農政**の解説
- ②みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
- ③**くらしと地域**に活力を
- ④**女性**の元気を応援
- ⑤**文字が大きく読みやすい**

週刊 月4回金曜日発行  
 月700円、年8,400円 (消費税込)

まとめて読める!  
**週刊紙**

毎日は大変。1ヶ月だと遅い。そんなあなたに

経営とくらしを応援!!

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS  
**全国農業新聞**